

進路だより

北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園 進路支援部
令和7年10月2日(木)
第18号

◆就労継続支援B型事業◆

就労継続支援B型事業は、「就労の機会^{しゅうろう きかい ていきよう}の提供^{ていきよう}」や「就労に必要な能力^{しゅうろう ひつよう のうりよく}を育む^{はぐく}」ことを目的としており、障害のある方が、一般企業に就職^{しゅうしよく}することに對して不安^{ふあん}があり、就職^{しゅうしよく}することが困難^{こんなん}な場合に、雇用契約^{こようけいやく}を結ばずに生産活動^{せいさんかつどう}などの就労訓練^{しゅうろう くんれん}を行うことができる障害福祉サービス事業^{しょうがいふくし じぎょう}です。以前ご紹介した就労継続支援A型事業^{しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょう}は、ハローワークを通して、障害福祉サービス事業所^{しょうがいふくし じぎょうしょ}と雇用契約^{こようけいやく}を結びますが、就労継続支援B型事業^{しゅうろうけいぞくしえん}では、障害福祉サービス事業所^{しょうがいふくし じぎょうしょ}と雇用契約^{こようけいやく}は結ばなく、利用契約^{りようけいやく}を結び、作業報酬^{さぎょうほうしゅう}として「工賃^{こうちん}」が支払^{しはら}われます。工賃^{こうちん}は、働く内容^{はたら ないよう}によって違い^{ちが}はありますが、週五日間休まず出勤^{しゅういつかかんやす しゅつぎん}して働いて、月に15,000円程度^{はたら 15,000 えんていど}いただくことができます。働き方^{はたら かた}の特徴^{とくちょう}としては、自分の障害^{しょうがい}や症状^{しょうじょう}にあわせ、無理^{むり}をしない範囲^{はんい}で比較^{ひかく}的簡単^{てきかんたん}な軽作業^{けいさぎょう}を少しずつ自分のペース^{じぶん}でこなしていくことができます。もっと高い賃金^{ちんぎん}を望むのであれば、就労継続支援A型事業^{しゅうろうけいぞくしえん}や一般就労^{いっぱんしぎょう}を目指すことも、本人^{ほんにん}の頑張^{がんば}りしだいではできません。作業内容^{さぎょうないよう}としては、ビル^{ビル}の清掃作業^{せいそうさぎょう}、お菓子やパンの製造^{か し せいぞう}、パソコンでの簡単^{かんたん}な入力^{にゅうりよく}、製品の包装作業^{せいひん ほうそうさぎょう}、シール貼^はり作業^{さぎょう}、衣類^{いるい}のクリーニングなど施設^{しせつ}によって色々な作業^{いろいろ さぎょう}があります。



◆自立訓練事業(生活訓練)◆

自立訓練とは、分かりやすくいうと「障害のある方が自立した生活を送ることができるように、訓練を行う場^{おこな ば}」です。自立訓練には、身体機能^{しんたいきのう}のリハビリテーションを行う「機能訓練^{きののうくんれん}」と、生活能力^{せいかつ のうりよく}の維持・向上^{いじ こうじょう}を目指す「生活訓練^{せいかつくんれん}」の2種類^{しゅるい}があります。

自立訓練(生活訓練)のプログラム内容は、事業所によって、プログラムはさまざまです。午前と午後、1日2回のプログラムを行っている事業所が多いようです。プログラムには、集団で行うものもあれば、個人で行うものもあります。具体的なプログラムは以下のとおりです。

【生活系プログラム】

食事^{しょくじ} 洗濯^{せんたく} 掃除^{そうじ} 金銭管理^{きんせんかんり} 身だしなみ^み 公共交通機関^{こうきょうこうつうきかん}や医療機関^{いりょうきかん}などの利用^{りよう}など

【体調管理系プログラム】

スポーツ^{スポーツ} ストレス対処法^{たいしよほう} 生活リズムの整え方^{せいのかた} リラクゼーションなど

【コミュニケーション系プログラム】

グループミーティング^{グループミーティング} ソーシャルスキルトレーニング(社会生活技能訓練^{しゃかいせいかつぎのうくんれん}) マナーなど

【レクリエーション系プログラム】

音楽^{おんがく} 調理^{ちようり} 外出行事^{がいしゅつぎやうじ} イベント企画^{きかく} ゲームなど

【就労系プログラム】

ビジネスマナー^{ビジネスマナー} パソコンスキル^{パソコンスキル} 応募書類作成^{おうぼしるいさくせい} 面接練習^{めんせつれんしゅう}など

人によって目指すことは違^{ちが}いますので、自分が実現^{じじげん}したい生活^{せいかつ}とは何かを考^{かんが}え、実現するための手段^{しゅだん}の一つとして自立訓練(生活訓練)を活用^{かっよう}してみても良いでしょう。ちなみに、自立訓練(生活訓練)の利用^{りよう}できる期間^{きかん}は、原則^{げんそく}として2年間^{ねんかん}です。

